

長期収載品の処方又は調剤に関するお知らせ

当院では、厚生労働省の方針に基づき、医療費の適正化と患者様のご負担軽減を目的として、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の積極的な使用を推進しています。

長期収載品とは、新薬の特許が切れた後も薬価基準に収載されている先発医薬品を指します。これらの医薬品には、同等の効能・効果を有する後発医薬品が存在する場合があります。

そのため、処方医の意図や患者様のご希望を尊重しつつも、以下のような対応を行っております。

- ・後発医薬品のある長期収載品については、必要に応じて代替調剤を行うことがあります。
- ・処方箋に「変更不可」の記載がある場合を除き、患者様の同意を得たうえで後発医薬品への変更をご提案いたします。
- ・医療費の負担軽減を図るため、経済性にも配慮した医薬品のご案内を行っております。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

2024 年 10 月 1 日

院長 橋本 視法

施